

平成 22 年 11 月 12 日

各 位

但陽信用金庫

「金融円滑化」実施状況について

1. 取組み方針

【第1. 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要】

地域の中小企業及び個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命の一つです。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えておられる問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでいきます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた体制

【第2. 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要】

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な体制整備を図っています。

○「金融円滑化対策委員会」を設置するとともに、「金融円滑化統括管理責任者」「金融円滑化管理責任者」等を選任しました。(平成 21 年 12 月 24 日)

「金融円滑化対策委員会」

【委員会の構成】

委員長	専務理事				
副委員長	常務理事				
委員	常務理事	コンプライアンス室長	審査部長	経営相談部長	
		リスク管理部長	本店営業部長	営業推進部長	融資推進部長
		審査部副部長			
事務局	営業推進部				

「金融円滑化に関する責任者及び担当者」

部署	所管名	担当者
本部	金融円滑化統括管理責任者	常務理事
	金融円滑化管理責任者	審査部担当理事
		経営相談部担当理事
		リスク管理部担当理事
金融円滑化相談窓口担当者	経営相談部課長	
営業店	金融円滑化責任者	部店長
	金融円滑化相談窓口担当者	融資担当役席

○ 「地域金融円滑化のための基本方針」「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規定」「金融円滑化マニュアル」等を策定し金庫全体に周知しました。(平成22年1月22日)

○ 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様より、貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めています。

3. 金融円滑化措置の苦情相談を適切に行うための体制

【第3. 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要】

○ 「金融円滑化ご相談窓口」の設置

本部及び全営業店に、返済条件の変更についての相談窓口を設置し(平成21年12月1日)、事業資金融資、住宅ローンのご返済金額や返済期間等の見直しのご相談に応じています。また、平野支店で開催している休日(土・日)相談コーナーや、原則第3日曜日に、営業店(一部店舗を除く)で開催している休日相談会においても、ご相談をお受けしています。

○ 苦情・相談フリーダイヤルの設置

貸付条件(事業資金・住宅資金)の変更等に関する苦情・相談は、次の相談窓口をご利用下さい。

名称	受付時間	フリーダイヤル
本部／経営相談部	平日 9時～17時	0120-200-707
平野支店『土・日相談コーナー』	土・日 10時～16時	0120-212-387

4. 中小企業者の経営改善支援を適切に行うための体制

【第4. 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要】

- お客様へのきめ細かな経営改善支援を行うための体制
 - ・ 平成15年8月、「経営相談部」を設置し、営業店と連携して、お客様の経営相談・改善支援にきめ細かく真摯に取り組んでいます。今回の「中小企業金融円滑化法」の施行に伴い、さらに態勢を強化していきます。

- お客様の事業価値を見極める能力(目利き力)を向上させるための研修等の実施
 - ・ 営業店長ならびに渉外担当者を対象に、定性的な非財務情報の適正な評価、目利き力向上のための集合研修及び外部研修への派遣を継続的に実施しています。

- 当金庫の重点取組み
 - ・ 経営相談部が営業店と連携し、お取引の皆様には“安心”を提供するため、取引先事業所を広くリストアップし、必要な先に対しては積極的な経営相談・経営改善支援を行っています。
 - ・ 取引先事業所が保有する「強み」をお取引先とともに見極め、販路開拓(ビジネスマッチング)につながる取組みを行っています。
 - ① 財団法人 ひょうご産業活性化センターの「ひょうご中小企業技術評価制度」・「専門家派遣制度」のセミナー(対象:お客様及び職員)を継続的に開催しています。
 - ② 財団法人 ひょうご産業活性化センターの知的資産経営セミナー(対象:お客様及び職員)を継続的に開催しています。
 - ③ 財団法人 神戸市産業振興財団が行う「川上・川下ビジネスネットワーク事業」に参画し、取引先の販路開拓(ビジネスマッチング)を支援しています。
 - ・ 定性的な非財務情報の適正な評価を行うための、情報収集・蓄積・活用に向けた独自の「企業概要カード」「情報収集履歴」の整備・活用を行っています。

* 「法第4条及び5条に基づく措置の実施状況」(計数の開示)は[コチラ](#)をご覧ください。